明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

五　精神科オンライン在宅管理料の施設基準等

(1)　精神科オンライン在宅管理料の施設基準

オンライン診療料に係る届出を行った保険医療機関であること。

(2)　厚生労働大臣が定める患者

精神科在宅患者支援管理料を算定している患者であって、当該管理料を算定すべき医学管理を最初に行った月から六月を経過しているもの

第十一　処置

一　処置の休日加算1、時間外加算1及び深夜加算1の施設基準

(1)　休日、保険医療機関の表示する診療時間以外の時間及び深夜の処置に対応するための十分な体制が整備されていること。

(2)　急性期医療に係る実績を相当程度有している病院であること。

(3)　病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制が整備されていること。

一の二　硬膜外自家血注入の施設基準

当該療養を行うにつき必要な体制が整備されていること。

二　エタノールの局所注入の施設基準

(1)　甲状腺又は副甲状腺に対するエタノールの局所注入を行うにつき必要な器械・器具が具備されていること。

(2)　甲状腺又は副甲状腺に対するエタノールの局所注入を行うにつき必要な体制が整備されていること。

二の二　人工腎臓に規定する厚生労働大臣が定める施設基準等

(1)　導入期加算の施設基準

イ　導入期加算1の施設基準

当該療法を行うにつき十分な説明を行っていること。

ロ　導入期加算2の施設基準

①　導入期加算1の施設基準を満たしていること。

②　当該療法を行うにつき必要な実績を有していること。

(2)　人工腎臓に規定する注射薬

別表第十の三に掲げる注射薬

(3)　人工腎臓の算定回数上限の除外患者

妊娠中の患者

(4)　透析液水質確保加算の施設基準

透析治療に用いる透析液の水質を管理するにつき十分な体制が整備されていること。

(5)　下肢末梢動脈疾患指導管理加算の施設基準

人工腎臓を実施している患者に係る下肢末梢動脈疾患の重症度等を評価し、療養上必要な指導管理を行うための十分な体制が整備されていること。

(6)　人工腎臓の施設基準

イ　慢性維持透析を行った場合1の施設基準

①　次のいずれかに該当すること。

1　当該保険医療機関における透析用監視装置が一定数未満であること。

2　当該保険医療機関における透析用監視装置の台数に対する人工腎臓を行う患者の数の割合が一定割合未満であること。

②　透析液の水質を管理する専任の医師又は専任の臨床工学技士が一名以上配置されていること。

ロ　慢性維持透析を行った場合2の施設基準

①　当該保険医療機関における透析用監視装置が一定数以上であること。

②　当該保険医療機関における透析用監視装置の台数に対する人工腎臓を行う患者の数の割合が一定割合であること。

③　透析液の水質を管理する専任の医師又は専任の臨床工学技士が一名以上配置されていること。

(7)　慢性維持透析濾過加算の施設基準

複雑な慢性維持透析濾過を行うにつき十分な体制が整備されていること。

二の二の二　人工膵臓療法の施設基準

(1)　当該保険医療機関内に人工膵臓療法を行うにつき必要な医師及び看護師が配置されていること。

(2)　緊急事態に対応するための体制その他当該療養につき必要な体制が整備されていること。

二の三　磁気による膀胱等刺激法の施設基準

磁気による膀胱等刺激法を行うにつき必要な体制が整備されていること。

二の四　手術用顕微鏡加算の施設基準

当該処置を行うにつき十分な体制を整備していること。

二の五　口腔粘膜処置の施設基準

(1)　当該処置を行うにつき十分な体制が整備されていること。

(2)　当該処置を行うにつき十分な機器を有していること。

三　歯科点数表第二章第八部処置に規定する特定薬剤

使用薬剤の薬価（薬価基準）別表第四部歯科用薬剤外用薬(1)に掲げる薬剤及び別表第十一に掲げる薬剤

四　一酸化窒素吸入療法（新生児の低酸素性呼吸困難に対して実施するものに限る。）の施設基準

当該療法を行うに当たり、必要な体制が整備されていること。

五　歩行運動処置（ロボットスーツによるもの）の施設基準

(1)　当該療法を行うに当たり、必要な医師その他の従事者が一名以上配置されていること。

(2)　当該療法を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。

(3)　当該療法を行うにつき必要な体制が整備されていること。

第十二　手術

一　医科点数表第二章第十部手術通則第4号及び第18号に掲げる手術の施設基準等

(1)　通則

緊急事態に対応するための体制その他当該療養を行うにつき必要な体制が整備されていること。

(2)　皮膚悪性腫瘍切除術（センチネルリンパ節加算を算定する場合に限る。）、皮膚移植術（死体）、組織拡張器による再建手術（乳房（再建手術）の場合に限る。）、骨移植術（軟骨移植術を含む。）（同種骨移植（非生体）（同種骨移植（特殊なもの）に限る。）及び自家培養軟骨移植術に限る。）、後縦靭帯骨化症手術（前方進入によるもの）、腫瘍脊椎骨全摘術、頭蓋内腫瘍摘出術（脳腫瘍覚醒下マッピング加算又は原発性悪性脳腫瘍光線力学療法加算を算定する場合に限る。）、頭蓋骨形成手術（骨移動を伴うものに限る。）、脳刺激装置植込術（頭蓋内電極植込術を含む。）、脳刺激装置交換術、脊髄刺激装置植込術、脊髄刺激装置交換術、仙骨神経刺激装置植込術、仙骨